

山村振興法の改正方向と論点について

令和6年11月

全国山村振興連盟

1. 山村振興法見直しの視点

山村振興法の前回改正（2015年）では、それまで「山村は遅れた地域であり、その格差を埋める必要がある」といった考え方のもとに、各種の政策が講じられてきたところであったが、「山村は国土保全、水源涵養をはじめ、国民全体のための多面的機能をもたらす貴重な地域である」といった理念を明確化した。

この理念の明確化は妥当なものであって、踏襲すべきものであるが、その後の情勢変化等を踏まえ、以下の視点を加味することが適当と考えられる。

山村が疲弊し、格差が生じた大きな要因は地方から都市への人口移動を生んできた日本の社会構造にあり、同時に日本人口を急激に減少させ、社会経済システムに問題を生じる原因ともなっていることから、一方的に山村の責任のみによるものではないことを確認した上で、国の責務においてその解決に取り組む必要がある。地域間格差や都市への人口流出の問題は半世紀にわたり改善されず、技術の進歩とともに格差は拡大し続け、人口流出に至っては集落消滅の危機に瀕する状況にまで深刻化している。我が国にとって必要な山村の多面的機能を持続的に発揮するためにも、山村への投資と人材の呼び込みによる産業の成長化が必要である。

山村振興法の前回改正から今日に至るまでの間に、気候変動による災害の多発と激甚化、新型コロナウイルスによる生活・経済への打撃、国際紛争等による物価高騰といった諸事項において、世界レベルでの大きな変動が生じ、これらが気象災害を被災しやすい地形や環境、医療提供体制、経済基盤ともに脆弱な山村地域にもさらに増幅して大きな影響をもたらし、都市との様々な格差の拡大が改めて顕在化した。今回の法改正に際しては、山村が都市以上にこれらの大きな影響を受けていることを反映する必要がある。

喫緊の課題である気候変動対策をはじめとする山村地域の多面的な機能は、国土の半分を占める面積の土地について、隅々まで人が住み、産業活動を行い、また土地を管理することによって生み出されている。こうした山村地域住民による居住・国土管理が、都市住民を含むすべての国民の安全保障につながっている。今回の法改正では、このような山村の役割・価値を、国民全体に向けて発信することが必要である。また同時に、国民生活に貢献する山村地域の公益的・多面的機能の持続を図るためには、かねてからの若者の流出や担い手の高齢化によって成長化が立ち後れている1次産業について、地方への人の流れの形成や革新技術によって成長産業化に導く取り組みと投資が必要である。なお、このことについては、「食料・農業・農村基本法」改正の

議論や林野庁の温室効果ガス削減の森林吸収量の確保に関連した議論においても指摘されてきたところである。

人口減少と高齢化は、地方から都市へ若者が流出する東京一極集中的な社会構造とその弊害を最小化するための各種取り組みが不十分であったことも一因と考えられる。しかもその改善が図られないまま、人口規模の大小が公共サービスの格差を招き、山村では生活必需サービスの衰退や撤退の影響を受け、地域によっては山村集落の存続自体が危ぶまれるに至っている。一方で、AI、デジタル化などのテクノロジーの発達や関係人口の増加、二地域居住といった田園回帰の潮流が見られ、山村における人口問題の解消につながっていく可能性を秘めている。こうした趨勢を踏まえ、東京一極集中を改めて地方への人の流れを作り、「地方創生」を実現するとの長期的展望に立ちつつ、「デジタル田園都市国家構想」の理念である、どこでも誰もが便利で快適な暮らしを享受できるよう、DXをも活用した地域間格差の是正によって、山村の地域力を持続し質的に強化する政策を講じる必要がある。

2. 法文の改正についての検討

以上の視点を踏まえ、山村振興法を次のように改正することを要望する。

(目的)

第一条 この法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的発展を促進し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

・第1条(目的)の見直し

食料・農業・農村基本法の改正では、現下の世界情勢にかんがみ、食料安全保障が重視されたところであるが、山村地域は、食料安全保障に限らず、森林・林業、国土保全、地域社会の維持といったより広い機能を通じて、食料をはじめとする国の安全保障全体に係わる。

このため、「地域格差の是正」、「国民経済の発展」といった従来の文言に加えて、「食料安全保障」「地域社会の持続可能性」といった文言を追加する。

なお、「温室効果ガスの吸収と固定」、「農林水産物の生産と供給」「生物多様性の確保」「生物多様性の確保」を役割に加えること、「山村の自立的発展」以下の後半部分を改め、「都市から地方への交流や移住を促進し、格差の是正を図るため、その発生の根源的要因となっている日本の社会構造に起因する人口の偏在を是正し、

最新技術の導入をもって、あらゆる地域資源を活用した産業の成長化を図るとともに、山村の自立的かつ持続的繁栄によって、国の人口急減の緩和や社会の持続可能性、さらに国民の安全保障に寄与する」とするとの意見があった。

(定義)

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

(基本理念)

第二条の二 山村の振興は、山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。

2 山村の振興は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

・第2条の2（基本理念）の見直し

第1項：多面的機能の列記事項の中に、「気候変動の緩和」又は「地球温暖化の防止」及び「生物多様性の確保」といった世界的な課題に結びつく文言を追加する。また、「森林等の保全」の前に「山村の集落機能の保全」を追加する。

第1項：列記事項中、「産業の育成と成長化による都市と遜色のない就業機会の創出」を加え、「移住の促進」の部分に「少子化・高齢化への対策」「関係人口の増加」を追加するとともに、最終目的として、「地域社会の持続可能性の確保」「都市一極集中の是正」の文言を追加する。

(山村振興の目標)

第三条 山村の振興は、前条の基本理念（次条及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。

二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を行うことにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、

再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。

四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。

五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

・第3条（山村振興の目標）の見直し

・新第1号（移住・少子化・子育て・高齢化対策）の新設

以下の各号において具体的な政策の目標を掲げる前に、移住・少子化・子育て・高齢化対策と産業の成長による人材の持続可能な循環・確保が山村にとって最も重要であり、以下の政策もその考え方に基づいて行われる必要があることを目標として掲げる。

・旧第1号（交通通信施設等）：

① デジタル化の進展は人口減少下にある山村地域では特に重要であるが、都市地域に比べ整備が遅れているため、「デジタル化の推進」又は「デジタル・トランスフォーメーションの推進による格差の是正」といった文言を目標として追加する。

（注）デジタル・トランスフォーメーション（デジタル変革）は、AIなどを含むデジタル化を通じて、生活・生産活動全般の利便性が向上すること。

② 公共交通機関の路線見直し、労働力不足等により、山村市域における交通網を確保することの困難性が増しているため、山村の実情に合わない法令の見直しや撤廃、規制緩和なども踏まえた「地域公共交通の確保」の文言を目標として追加する。

・第3号（産業・雇用）：

① 人口減少・高齢化が進む山村地域において、移住等による住民数の増加は、産業を維持するうえで、従来にも増して重要性を高めているため、「移住の促進」「生産性の向上や効率化による成長産業化への研究と支援」を産業政策の目標としても明記する。

② また、同様の趣旨により、山村地域を外面的に支援する関係人口が重要になっていることから、「関係人口の増大」の文言を目標として追加する。

・第5号（住民福祉）：

行政の限界や民間企業の撤退に対処するため、住民自らが組織化することによって、各種の住民福祉（買い物支援、交通支援、見回りなど）を行っている地域運営組織が広範囲に生じてきていることから、「地域運営組織等による

生活の安定」といった文言を目標として追加する。

なお、「等」には、地域づくり事業協同組合や中間支援組織といった様々な形態の組織を含みうる。関連法令の規制緩和も必要である。

現行法で「医療の確保」とあるが、コロナ禍や医療従事者の労働時間問題から、山村地域における医療従事者の確保が困難性を増しているため、「医療体制の整備」「医療格差是正の抜本的取組」といった文言を目標として追加する。

・第6号（災害復旧の規定の新設）：

第4号において「国土保全施設の整備」は掲げられているが、能登半島地震に見られるように、山村地域での災害復旧は困難性が高く、時間もかかることから、国土保全施設だけでなく、社会的なインフラ、建築物、一般住居を含め「災害からの早期の復旧・復興、災害予防・国土強靱化」に関する号を目標として追加する。

（国の施策）

第四条 国は、基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

・第4条（国の施策）の見直し

山村の振興や人口流出の改善がなされなかったのは山村のみならず、日本の社会構造や国の責務によるところも大きいことを踏まえ、従来の枠組みを超えて強力に実施する責務を国が有している点を強調する。

（地方公共団体の施策）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、第三条の目標を達成するため、その地域の特性に応じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

・第5条（地方公共団体の施策）の見直し

第3次国土形成計画の趣旨（地域生活圏における地域間連携）も踏まえ、「地方公共団体間の連携」を重視するとともに、都道府県の責務として、「広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する山村の振興のために必要な情報の提供その他の援助」といった記述を入れる。

第6条から第17条 手続き規定等

第六条（調査）

第七条（振興山村の指定）

第七条の二（山村振興基本方針）

第八条（山村振興計画）

- 第八条の二 (国等の援助)
- 第八条の三 (山村振興計画の変更)
- 第八条の四 (報告の徴収)
- 第八条の五 (措置の要求)
- 第八条の六 (林業・木材産業改善資金助成法の特例)
- 第八条の七 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)
- 第八条の八 (農地法等による処分についての配慮)
- 第八条の九 (中小企業者に対する配慮)
- 第九条 (山村振興指針の勧告)
- 第十条 (山村振興計画に基づく事業の助成等)
- 第十条の二 (地方債についての配慮)
- 第十一条 (基幹道路の整備)
- 第十二条及び第十三条 削除
- 第十四条 (地方税の不均一課税に伴う措置)
- 第十五条及び第十六条 削除
- 第十七条 (株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

・手続き規定等については、特段の改正要望はないものの、山村振興計画の策定、産業振興施策促進事項の策定など、従来煩雑であった手続き面を極力簡素化することを要望する。

・第17条の2 (移住・少子化・高齢化対策) の新設

以下の各条において具体的な政策の配慮事項を掲げる前に、総論的に移住・少子化・子育て・高齢化対策が山村にとって最も重要であり、都市に若者が集まる日本の社会構造の是正や生活格差の是正などにより、以下の政策もその考え方に基づいて行われる必要があることを規定する。

その際、「移住や人材育成を含めて」として、以下の政策の各項目でも特に重要であることを例示する。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第十八条 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、都市等との地域間交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

・第18条 (情報の流通の円滑化及び通信体系の充実) の見直し

デジタル化の進展は人口減少下にある山村地域で特に重要であるが、都市地域に比べ整備が遅れているため、第3条(目標)と同様に、「デジタル化の推進」又は「デジタル・トランスフォーメーションの推進による生活の利便性の向上や都市との格差の是正」といった文言を追加する。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、その利用が地域経済の発展に寄与することとなるよう適切な配慮をするものとする。

(医療の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。）の整備等の事業が実施されるよう努めなければならない。

・第19条（医療の確保）の見直し

現行では条文の名称が「医療の確保」とされているが、コロナ禍や医療従事者の労働時間問題から、山村地域における医療従事者の確保が困難性を増しているため、条文の名称を「医療体制の整備」と改める。

また、現行では「無医地区に対し」と限定されているが、医療体制の確保は山村全般に必要であることから、「無医地区を含め」に改める。

更に、現行の「保健師の配置」を「医師及び保健師の配置」とするとともに、「医療機関の協力体制」の前に、「デジタル医療（遠隔医療）の体制」との文言を追加する。

コロナ禍を踏まえ、第2項として、「感染発生時の住民生活の安定への配慮」といった規定を新設する。

(介護給付等対象サービス等の確保等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設の整備等)

第二十条 国及び地方公共団体は、振興山村における高齢者の福祉の増進を図るた

め、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等及び高齢者がその能力を発揮するための就業の機会の確保等について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、山村における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

・第21条（地域文化の振興等）の見直し

現行では地域文化として「演劇、音楽、工芸その他の文化的所産」が掲げられているが、山村地域においては、神社仏閣、城跡、伝統的な祭りなど歴史に根ざした文化的遺産が多く、また観光等の資源となっていることから、「文化的所産」に加えて、「歴史的遺産」の文言を追加する。

(都市と山村の交流等)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

・第21条の2（都市と農村の交流等）の見直し

現行では条文の名称が「都市と農村の交流等」とされているが、人口減少・高齢化の進む中、地域への人の呼び込みは、「都市と農村の交流等」というよりも広範な政策課題となっている。このため、条文の名称を「移住政策等の推進」と改める。

現行では、「山村における森林及び農林水産業に対する国民の理解と関心が深まるよう努める」とされているが、山村に人が住み、国土を管理していることの意義は、森林・農林水産業に限らないため、「森林、農林水産業、地域社会に対する国民の理解と関心」と改め、「山村の有する価値を発信する」といった文言を追加する。

併せて、「移住の推進」「二地域居住の推進」「関係人口の増大」「農泊の推進」「滞在の機会を提供する事業活動」といった文言を追加する。

移住者は、山村の次世代の担い手となる貴重な人材であるため、第2項として、「移住者の人材育成と子育て環境の整備」といった規定を新設する。

・第21条の2の2（新設）「持続可能な地域社会・集落機能の維持」の規定の新設

広範な国土を保全・管理しつつ地域社会を維持していくことは、都市一極集中を是正し、バランスの取れた地域発展を維持していく上で、重要な課題であり、それは集落レベルで機能を維持していくことから図られるべきである。こうした課題を踏まえて、近年、「小さな拠点」、「地域おこし協力隊」、「特定地域づくり事業協同

組合」、「地域運営組織・農村RMO等」の整備などの政策が講じられてきた。

このような政策の動向を踏まえて、「持続可能な地域社会の維持、集落機能の維持」を政策として充実していくとの観点に立って、新第21条の3として、1条を追加する。

（鳥獣被害の防止）

第二十一条の三 国及び地方公共団体は、振興山村における生活環境の保全、農林水産業の振興等を図るため、鳥獣による被害の防止について適切な配慮をするものとする。

・第21条の3（鳥獣被害の防止）の見直し

地域コミュニティの維持が大きな課題であり、鳥獣被害の影響が人家や地域の寺社仏閣、学校等にも及んでいることから、「生活環境の保全」を「地域集落の維持、生活環境の保全」とし、また、昨今クマによる人身被害が増加し社会的な問題となっていることから、「農林水産業の振興等」を「農林水産業の振興、人身被害の防止や個体数の管理・駆除等」とする。

近年、野生鳥獣を駆除するだけでなく、資源として活用しようとする政策にも力を入れてきているので、第2項として、「ジビエ等としての利活用（捕獲鳥獣の食品等としての利用）の促進」の規定を追加する。

近年、松くい虫被害の再増加や管理放棄された里山林でのナラ枯れ被害の拡大についても、森林資源の損失や森林の公益的機能の低下等につながっていることから、条文の名称を「鳥獣被害等の防止」に改めた上で、第1項中の「鳥獣による被害の防止」を「鳥獣及び森林病虫害による被害の防止」とする。

（教育環境の整備）

第二十一条の四 国及び地方公共団体は、振興山村に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、振興山村の区域外に居住する子どもが、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をするものとする。

・第21条の4（教育環境の整備）の見直し

① コロナ禍によって、教育のデジタル化がかなり進展してきたが、今後さらにAI学習・Web学習などによって山村の地理的不利性を補うツールとなる可能性が高いことから、「教育環境の整備」の例示の一つとして、「教育のデジタル化の推進」又は「教育のデジタル化による教育環境の格差是正」の文言を追加する。

② 第2項として「小中学校等教育拠点の確保」と「廃校の利活用」について規定する。

③ 第3項として、「山村・森林の意義・役割を学校教育において学ぶ機会を設ける」旨の規定を新設することも考えられる。

・第21条の5（新設）「地域公共交通、物流の確保」

第18条以下の配慮規定に、通信・情報の規定はあるものの、交通・物流の規定がない。一方で、交通・物流が低下すると地域の存続が危ぶまれることとなるため、「地域公共交通の維持・確保、デマンド交通の広域運行、無人航空機を含む物流の円滑化」といった規定を新設する。

・第21条の6（新設）：「革新技術の導入、規制緩和」の規定の新設

デジタル化、AI化によって、社会の急速な変革が予想されており、特に人口減少・高齢化が進展する山村地域にあっては、自動運転、ドローン物流を含め、デジタル技術・AI技術の流れは、地域社会の維持や農林水産業の発展のためにも特に重要と考えられるが、それを使いこなすスキルの涵養もまた課題である。

また、人口が少なく、広大な面積を有する山村地域においては、都市部と同様の規制が必要でない場合も多く、規制緩和を図って、山村地域から優先的に革新技術が導入されていくようにすることも望まれる。

このため、山村において、「あらゆる生活必需サービスの地域間格差是正や農林水産業の発展のためにも、デジタル技術・AI技術等の革新的な技術を社会インフラや農林水産業に積極的に導入するとともに、規制緩和、研修等を行って、その普及を図る」旨の規定を新設する。

・第21条の7（新設）：「災害復旧・復興、防災・減災・国土強靱化」の規定の新設

現行の第3条（目標）第4号において「国土保全施設の整備」による「災害の防除」が掲げられているが、具体的な政策の規定はない。しかしながら、本年の能登半島地震に見られるように、山村地域での災害復旧は困難性が高く、時間もかかることから、国土保全施設に加え、「社会的なインフラ、建築物、一般住居を含めて、災害があった場合の早期の復旧・復興を図るとともに、平時から災害予防・国土強靱化に努める」といった規定を追加する。

・第21条の8（新設）：「森林整備による気候変動・地球温暖化対策・生物多様性確保への寄与」

令和元年度より森林環境譲与税、令和6年度より森林環境税が導入されたところであるが、森林整備、木材の利用は、地球温暖化等の課題に対処する上で極めて重要である。また、多機能に及ぶ公益に資する森林の維持には資源の循環利用が必要であるため、国による主導的な革新技術の導入によって効率的に儲かる産業としての成長産業化を図る必要がある

これを踏まえて、「間伐や間伐後の再造林といった森林整備や都市部を中心に建造物等における木材の利用拡大を図り、林業の成長産業化及び森林資源の循環利用を推進し、気候変動・地球温暖化対策・生物多様性確保に寄与する」といった規定を追加する。

3 具体的施策についての検討

アンケート結果を踏まえた視点（市町村からの主要な要望）

2023年9月に山村地域の市町村等に対して行ったアンケート調査では、4割を超える回答が寄せられた。その際、山村振興法の法文の改正についての具体的な要望は少なかったものの、以下のような点が多く回答者から要望されていた。

山村の価値についての国民への周知

山村地域を山村の自治体と住民だけで守っていくことには限界があるので、山村が国土・国民に果たしている役割を広く周知し、国民全体で山村を守っていくことが必要だという機運を醸成してもらいたい。

人口減少・地域社会維持への対策

人口減少・高齢化が急速に進展する山村地域では、移住政策等により、人口の自然減を補う社会増をもたらすことが望まれる。山村の市町村では、移住政策等に尽力しているものの、都市等に比べ利便性に劣る面は否めないことから、自然減を補うほどの社会増とはなっておらず、地域の担い手を育成・確保することが課題である。

災害への不安に対する対策

本アンケートを行ったのは、2023年9月であるが、6～7月ごろに各地で豪雨があったことも踏まえ、災害に対する不安が強かった。アンケート回答では、人口減少・地域社会維持という長期的な課題以上に、災害に対する不安が短期的かつ喫緊な課題として意識されていた。山村地域は森林・水源涵養等により、災害から国土を保全する機能を果たしている一方で、傾斜地が多く、またいったん災害が発生すると社会インフラなどの面で不利益が大きいため、日常的に防災・減災害の点検をするとともに、いったん災害が発生した場合の備えを行っておくことが急務である。

ソフト事業に加えてハード事業を要望

前回の山村振興法改正の際に施策化された「山村活性化支援交付金」については、ソフト事業について10割補助という使い勝手の良さが評価され、継続を希望する意見がほとんどを占めた。一方で、「山村活性化支援交付金」は、ハード事業に対しては利用できないことから、同交付金と結びついたハード事業、同交付金のソフト事業を展開するうえで必要となるセミ・ハード（小型機械の導入など）あるいは、他の交付金や補助金では支援されない山村市町村の庁舎の整備について、施策化してほしいとの要望が多く見られた。

施策の総合化を要望

山村地域における政策は林業・農業だけでなく、各産業にかかわり、また交通・情報通信・医療福祉・教育など生活の各面にかかわるものであるため、関係省庁は多数に及び、市町村の担当者でさえも、全体像が把握しきれないものとなっている。こうした点を踏まえ、各種の支援措置はなるべく総合的に利用しうるものが望ましいことが要望されている。

法改正に関連した施策・予算要望

上記のアンケート結果とともに、山村市町村等から提起されている各種の意見等を踏まえ、法改正に関連して、令和7年度施策・予算要望に加え、以下のような施策・予算が追加・充実されることを要望する。

[移住・人口減少対策]

・人口減少に対しては、移住政策、地域おこし協力隊、二地域居住政策、関係人口、地域運営組織（農村RMOを含む）、特定地域事業協同組合等の施策について、更なる拡充強化を行う。

また、地域運営組織等地域の組織・団体を束ねる中間支援組織について、政策的な支援を行う。

- ・東京一極集中の是正といった展望の下に、国において地方への企業誘致を行う。
- ・インバウンドを含む観光客を誘致すると同時に、オーバーツーリズムによって地域が疲弊することのないよう措置する。
- ・山村への移住者に対して、一定期間の非課税、建築基準の大幅緩和など思い切った優遇措置を講じる。
- ・地域により条件不利の度合いも異なるため、移住者に対し、地域の実情に応じ多段階に分けた補助などの支援措置を講じる。

[農林政策]

- ・国民への食料供給を支える農業・農村が発展していくためには、農業者の所得確保が重要であり、その実現のため、農林水産予算を大幅に拡充する。
- ・食料生産の長期的目標を明らかにし、食料自給率の向上を図る。
- ・農林漁業において最先端技術の導入によって生産性と採算性を向上しなければ食料自給率の向上と食料安全保障は成立しないため、生産性の向上や効率化による成長産業化への研究と支援を行う。
- ・認定農業者等の中核的担い手だけでなく、兼業農家等を含む多様な担い手が地域を支えることとなるよう農村政策を展開する。
- ・農林業の担い手として重要な役割を果たしている第三セクター、事業協同組合等による機械設備の更新に対する補助制度を充実する。
- ・農地・農業用施設・林道・道路等整備してきたインフラが老朽化しているので、維持・更新に対する支援を強化する。
- ・山村活性化支援交付金については、継続・拡充するものとし、その中で、セミハード的な事業の実施や山村地域の価値についての国民への広報普及もできるように

する。

・ハード事業に関しては、特産品振興、地域振興施設など山村活性化に資する事業を施策化する。また、地域整備交付金の中で、補助率が原則1／3とされているが、山村地域であれば補助率1／2を適用する。

・各種のソフト事業・ハード事業に関し、山村地域の条件不利性等、地域が置かれた条件に応じて、補助率を変更するなど、支援の手厚さが多段階となるようにする。

・山村地域では住民の交通費、農産物等の流通コスト、生産資材費等の上昇が大きくなる傾向がある現状を踏まえ、コスト上昇に見合った形での交通・流通・生産に対する支援策を講じる。

・農地・農業用施設について、整備後30年余も超えるものが多い中で、国の補助事業では、要件を満たすための受益面積、担い手の確保、農地の集団化など大がかりなものも多く、また中山間地域直接支払い、多面的機能直接支払いなど予算にも限りがあるため、施設整備予算だけでなくメンテナンスへの支援を拡充する。

・総合化に関しては、山村活性化支援交付金の事業内容に関して、従来の「農林産物、工芸品」といった「商品」に着目した資源だけでなく、「伝統芸能、祭り、歴史遺産、景観」など、自然資源・歴史資源も広く対象とする。

・郷土に対する誇りと愛着を醸成するためにも、伝統芸能、歴史文化遺産、景観など地域文化の振興、地域資源の保全・活用による山村活性化の取組への支援措置を拡充する。

・森林環境譲与税の配分基準について、林野面積の割合を更に上昇させる。

・森林整備について、森林環境譲与税の有効活用、Jクレジットの周知・普及、花粉症対策、森林空間サービス産業に関し、予算措置を充実する。

・森林空間サービスの推進、Jクレジットの活用をはじめとして、国民全体に山村の価値が周知されるようにアピールする。

・災害発生時の対応に関しては、山村地域における災害対策に関する各省連携体制を整備する。

・各種補助事業等について、市町村担当者から地方農政局等国の地方支分部局に直接照会・質問等ができるよう、窓口を整備する。地方農政局の窓口においては、農水省以外の省庁の施策も紹介し、必要に応じて他省庁の部局につなぐことができるようにする。

[医療・福祉・インフラ政策]

・医療・教育・交通・上下水道等は、生活に必須な施策・インフラであるにもかかわらず、山村については格差が拡大しつつあるため、国民生活のミニマムにつき、国が責任を持って措置する。

・医療について命の格差とも言える状況になっていることを踏まえ、高度急性期医療への対応、地域医療の遠隔サポート体制整備など医療格差是正の抜本的取組を行う。

・都市と山村の医療人材の偏在や高度急性期医療の提供体制はまさに命の格差その

ものであることから、搬送機能と広域連携さらにD Xを活用した遠隔医療など、あらゆる支援体制の拡充・強化によって格差を是正する。

- ・救急医療は命の格差是正の最重要課題であり、人口密度の低い地域はより不採算となりやすいことから、地方の医療を守る診療報酬制度の改善と過度な受益者負担格差を是正する補助制度を構築する。

- ・疾病が発症してからの医療提供体制が充実していることも重要だが、健康寿命を延ばす保健事業の充実こそ大切であることから、医療提供体制の脆弱な山村から最先端の保健・検診事業を優先的に強化充実させる。

- ・山村では介護サービス等人材の高齢化や不足も課題ではあるが、若者が従事を躊躇する要因ともなっている処遇の改善や事業者の経営難も大きな課題であるため、山村地域でも介護事業の経営継続が可能となるよう地域加点の大幅な見直し、処遇改善など介護報酬制度の抜本の見直しを行うとともに、過度な受益者負担格差を是正する補助制度の構築を行う。

- ・社会保障費に関して、山村地域では高齢者比率が高く介護保険・福祉等の社会保障費の割合が大きいため、今後更に財政を圧迫しないよう配慮を行う。

- ・老朽化した合併浄化槽の更新に対しては国からの支援がないが、耐用年数を経過するものも多いため支援を行う。また、浄化槽の大きさによる維持管理費の算出方法ではなく、実利用人数による維持管理費の算出ができるよう制度を見直す。

- ・山村での水道整備につき、補助率を向上する。

[教育政策]

- ・小中学校の統廃合、小中一貫校の実現のための施設整備の補助を充実する。

- ・進学によって大都市圏に転出した若者の地方への移住を支援するために、大学等の所在する都市圏から地方において就職や起業する場合には大学等奨学金の返済免除措置を講ずる。

- ・山村の公益的機能を発信することと同時に、豊かな自然の中で、信頼できる人々との交流や支え合いを通じて子育てや人生を謳歌できる人としての幸せなど、山村の優れた面の発信に力を注ぐ。

[規制の見直し]

- ・山村地域における規制緩和については、特に次世代の活用が有力視される自動運転、ドローン技術、A I・ロボット技術等につき、都市部よりも先行して規制緩和を進める。

- ・公共交通を確保していくため、山村においては、大幅な規制緩和を行う。

- ・山村の振興を図る上で政策の実施にとって支障となる実情に合わない現行規制につき、情報収集・調査を行い、改正・緩和・撤廃の必要な規制については迅速に見直しを行う。

- ・地域運営組織について、山村の特性を踏まえ、関連法令の規制緩和を図る。

- ・地方公共団体間の連携に支障となる山村の実情に合わない法令の見直しや撤廃、規制緩和を図る。

- ・外資による山林の買収や乱開発によって山村の有する本来の公益機能が発揮できなくなるおそれがあるため、事前申請による防止機能を発揮するための措置を講じる。
- ・地方自治体の業務システムのクラウド化・DXについては、自治体の大小を問わずシステムの開発・改修費用は同じであり、小さな自治体にとって負担となるため、山村地域の自治体に対して支援を行う。

[地方行政]

- ・山村市町村が国土の半分を占めていることを踏まえ、地方交付税を手厚く交付するよう基準の見直しを行う。

特に、人口4,000人未満の小規模団体においても救急車を運用するためには、消防法施行令に基づく最低限の職員数9人（1隊当たり3人×3交替）の確保が必要であり、現行の要件を満たす基準財政需要額が確保されるよう見直す。

- ・特別交付税の交付対象を災害対応など特殊事情に限定し、政策的な支援については補助金による支援を行う。

・標準化された行政システムの改修に当たり、その原因が特に国の法改正等にある場合には、国において改修後システムのためのソフト等につき頒布を行う。

・投資による経済成長を促すことの少なかった「空白の30年」からようやく方針が転換されようとしている中で、地方創生戦略も新たに「デジタル田園都市国家構想」へと変化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指している今、コストカットやスケールメリットに終始してきた地方制度調査会においても、地方への投資や人の流れを重視することに転換する。